

最高裁秘書第2508号

平成30年6月20日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

2月15日付け（同月16日受付，最高裁秘書第646号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

司法研修所が全国の地方検察庁及び法律事務所から借用している事件記録の一覧が分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の各文書は，作成又は取得していない。